



外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の 保護に関する法律案について

平成28年11月7日
法務省入国管理局
厚生労働省職業能力開発局

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案の概要

外国人の技能実習における**技能等の適正な修得等の確保**及び**技能実習生の保護**を図るため、技能実習を実施する者及び実施を監理する者並びに技能実習計画についての許可等の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

法律案の概要

※ 法務省及び厚生労働省で共同提出

1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】
- (2) 技能実習生ごとに作成する**技能実習計画**について**認定制**とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】
- (3) **実習実施者**について、**届出制**とする。【第17条及び第18条関係】
- (4) **監理団体**について、**許可制**とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】
- (5) **技能実習生に対する人権侵害行為等**について、禁止規定を設け違反に対する所要の**罰則を規定**するとともに、技能実習生に対する**相談**や**情報提供**、技能実習生の**転籍の連絡調整**等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。【第46条から第51条まで関係】

- (6) **事業所管大臣等に対する協力要請等**を規定するとともに、地域ごとに**関係行政機関等による地域協議会**を設置する。【第53条から第56条まで関係】
- (7) **外国人技能実習機構を認可法人として新設**し、【第3章関係】
 - ・(2)の技能実習計画の認定【第12条関係】
 - ・(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、実地に検査【第14条関係】
 - ・(3)の実習実施者の届出の受理【第18条関係】
 - ・(4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】等を行わせるほか、技能実習生に対する相談・援助等を行う。【第87条関係】

2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、**第3号技能実習生の受入れ(4～5年目の技能実習の実施)**を可能とする。【第2条、第9条、第23条及び第25条関係】

3. その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内(※)において政令で定める日
ただし、外国人技能実習機構の設立規定については、公布の日

(※)政府案の「平成28年3月31日まで」から衆議院で議員修正

【審議状況等】

第189回通常国会に法案提出(平成27年3月6日)⇒ 継続審議
第190回通常国会の衆議院法務委員会で質疑(平成28年4月～5月)⇒ 継続審議
第192回臨時国会の衆議院法務委員会で修正案とともに可決(平成28年10月21日)
⇒ 衆議院本会議で修正案とともに可決(平成28年10月25日)

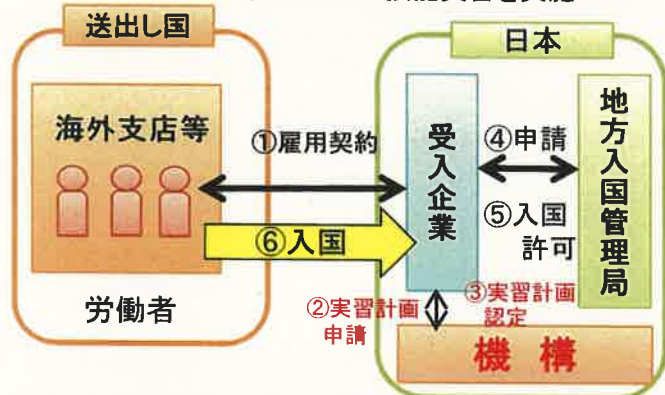
技能実習制度の仕組み（新制度の内容を含む。）

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約21万人在留している。
※平成28年6月末時点速報値

※新制度の内容は赤字

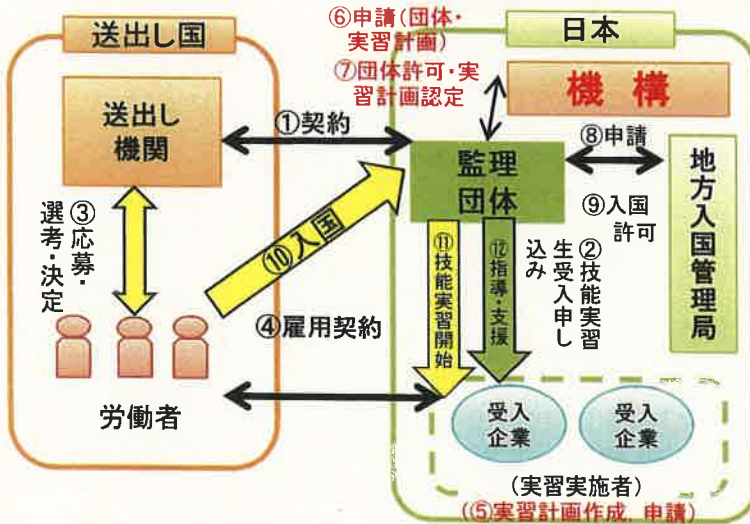
技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施

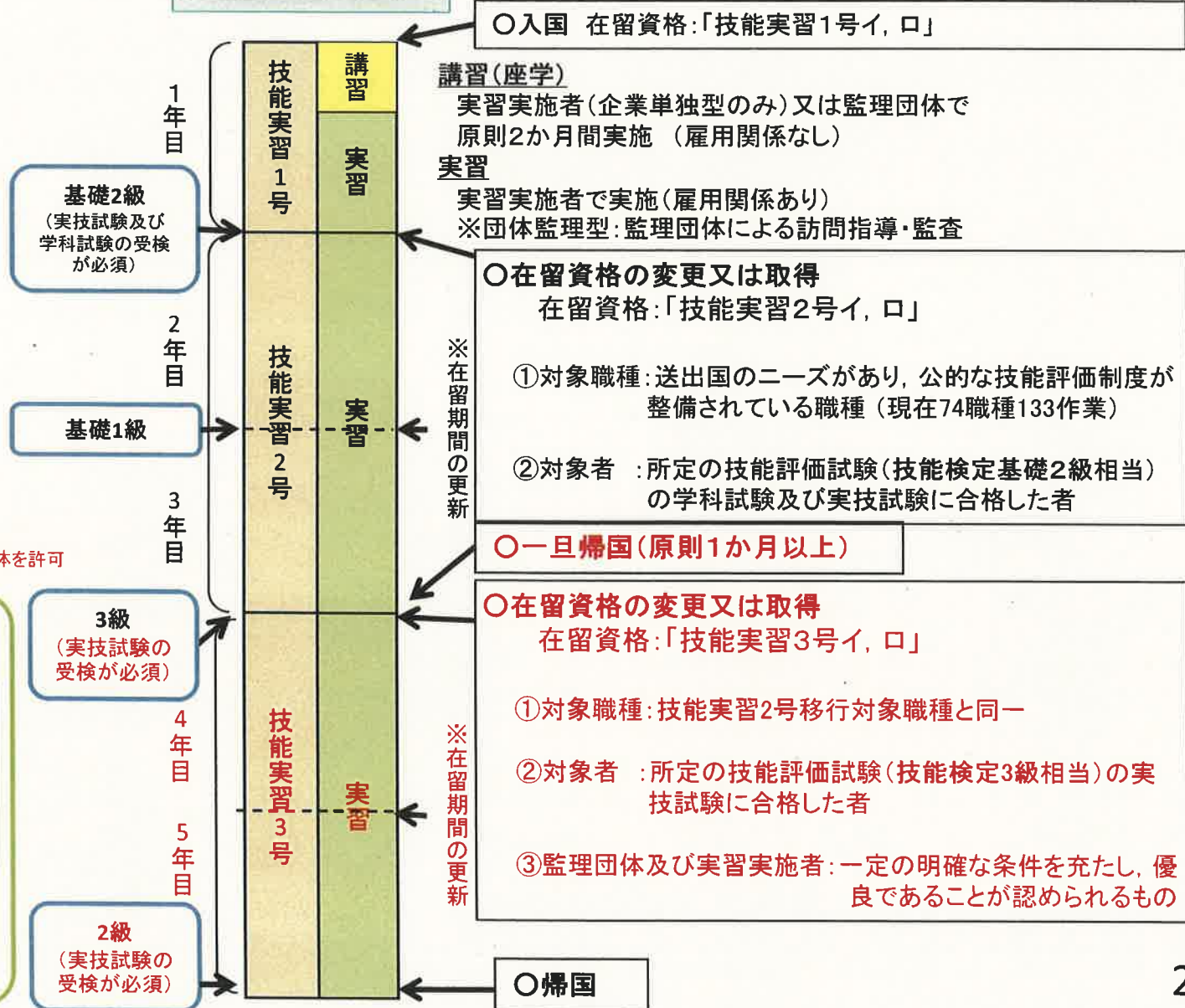


【団体監理型】 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

※機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可



技能実習の流れ



技能実習制度の見直しの内容について

参考資料

開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に協力するという制度趣旨を徹底するため、
管理監督体制を強化するとともに、技能実習生の保護等を図る。

現 行

- ①政府(当局)間の取決めがない
保証金を徴収している等の不適正な
送出し機関の存在
- ②監理団体や実習実施者の義務・責任
が不明確であり、実習体制が不十分
- ③民間機関である(公財)国際研修協力
機構が法的権限がないまま巡回指導
- ④実習生の保護体制が不十分
- ⑤業所管省庁等の指導監督や連携体制
が不十分

見直し後

- ① 実習生の送出しを希望する国との間で政府(当局)間取決めを順次作成することを通じ、相手国政府(当局)と協力して不適正な送出し機関の排除を目指す。
- ② 監理団体については許可制、実習実施者については届出制とし、技能実習計画は個々に認定制とする。
- ③ 新たな外国人技能実習機構(認可法人)を創設し、監理団体等に報告を求め、実地に検査する等の業務を実施。
- ④ 通報・申告窓口を整備。人権侵害行為等に対する罰則等を整備。実習先変更支援を充実。
- ⑤ 業所管省庁、都道府県等に対し、各種業法等に基づく協力要請等を実施。これらの関係行政機関から成る「地域協議会」を設置し、指導監督・連携体制を構築。

優良な監理団体等に対する拡充策のポイント

(注) 橙色網掛け部分は法律案で規定

- ①優良な監理団体等への実習期間の延長
又は再実習 → 3年間 ⇒ 5年間 (一旦帰国後、最大2年間の実習)
- ②優良な監理団体等における受入れ人数
枠の拡大 → 常勤従業員数に応じた人数枠を倍増 (最大5%まで ⇒ 最大10%まで等)
- ③対象職種 of 拡大 → 地域限定の職種・企業独自の職種 (社内検定の活用) ・複数職種の実習の措置
職種の随時追加

※優良な監理団体等とは、法令違反がないことはもとより、技能評価試験の合格率、指導・相談体制等について、一定の要件を満たした監理団体及び実習実施者をいう。

監理団体、実習実施者、技能実習計画の現行制度と新制度の比較

現行制度

適正な出入国管理の観点から、
個々の実習生の入国時の在留資格審査の
中で規制

新制度

実習生の入国時の在留資格審査とは別に、技能実習の適正な実施及び実習生の保護の観点から、受入れ機
関及び技能実習計画の、それぞれに法的規制。

監理団体

入国時の在留資格審査時に
監理団体としての要件を満たして
いるか入管局が確認

許可制(主務大臣が許可)

- 許可基準に適合すること
- 欠格事由に該当しないこと

実習実施者

(技能実習開始を届け出る
仕組みはなし)

届出制(機構が受理)

入国時の在留資格審査時に実習
実施者としての要件を満たしてい
るか入管局が確認

技能実習計画の認定(機構が認定)

技能実習計画を入国時の在留
資格審査時に入管局が確認

- 認定基準に適合すること
- 欠格事由に該当しないこと

実習生

- 来日前に技能実習と同様の職務に従事
 - 技能評価試験の受験義務(2号移行のみ)
- 等

- 来日前に技能実習と同様の職務に従事
 - 技能評価試験の受験義務(2号移行時に加え、2号修了時・3号修了時に実技試験の受験が必須)
- 等

監理団体の許可・技能実習計画の認定等に係る手順について

監理団体の許可

監理団体
(事業協同組合等)

監理団体の許可申請

団体の体制等を予備審査

- 許可基準に適合すること
 - ・ 監理事業を適正に行う能力を有すること
 - ・ 外部役員の設置又は外部監査の措置を行っていること など
- 欠格事由に該当しないこと
 - ・ 一定の前科がないこと。
 - ・ 5年以内に許可取消しを受けていないこと
 - ・ 5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしていないこと など

主務大臣（法務大臣・厚生労働大臣）
へ報告

主務大臣

監理団体の許可

技能実習計画の認定手続へ

技能実習計画の認定等

実習実施者
+ 監理団体

技能実習計画の作成

実習実施者

技能実習計画の認定申請

計画の内容や受入体制の適正性等を審査

- 認定基準に適合すること
 - ・ 実習生の本国において修得等が困難な技能等であること
 - ・ 1号又は2号の技能実習計画で定めた技能検定又は技能実習評価試験に合格していること(2号又は3号の計画認定時) など
- 欠格事由に該当しないこと
 - ・ 一定の前科がないこと。
 - ・ 5年以内に認定取消しを受けていないこと
 - ・ 5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしていないこと など

外国人技能
実習機構

技能実習計画の認定

実習生
(監理団体が代理)

在留資格認定証明書の交付申請等

法務大臣（地方入管局）

在留資格認定証明書の交付等

※

※ 新規に入国する場合等は
日本大使館等へ査証申請が
必要

実習生の受入れ

監理団体の許可基準

- 監理事業を行おうとする者は、主務大臣の許可を受けなければならないこととされており、当該許可に当たっては、許可基準が設けられ、当該許可基準に適合しなければ許可を受けることはできない。
(法第23条及び第25条)

監理団体の許可基準

- ① **営利を目的としない法人**
(商工会議所・商工会、中小企業団体、職業訓練法人、農業協同組合、漁業協同組合、公益社団法人、公益財団法人等を想定)
- ② **監理事業を適正に行うに足りる能力**
(講習の適正な実施、実習実施者に対し3ヶ月に1回以上の監査を実施、技能実習生からの相談に対応する体制の構築 等を想定)
- ③ **監理事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎**
(財務諸表の写し等で確認することを想定)
- ④ **個人情報の適正な管理**
- ⑤ **外部役員又は外部監査の措置の実施**
- ⑥ **技能実習生の取次ぎに係る外国の送出国との契約締結**
- ⑦ **優良要件への適合<第3号技能実習を監理する一般監理事業の許可の場合>** (P8参照)
- ⑧ **①～⑦のほか、監理事業を適正に遂行する能力の保持**

技能実習計画の認定基準

- 技能実習を行わせようとする者は、技能実習生ごとに技能実習計画を作成し、認定を受けることができるとされており、当該技能実習計画の適切性の担保のため、認定基準が設けられている。（法第9条）

技能実習計画の認定基準

- ① **修得等をさせる技能等**
 - － 技能実習生の本国において修得等が困難な技能等であること
- ② **技能実習の目標・内容**
 - （修得等をさせる技能等が同一の作業の反復のみによって修得等できるものではないこと等を想定）
- ③ **実習を実施する期間**
 - － 第1号技能実習は1年以内、第2号・第3号技能実習は2年以内であること
- ④ **前段階における技能実習（第2号技能実習は第1号、第3号技能実習は第2号）の際に定めた目標の達成**
- ⑤ **技能等の適正な評価の実施**
 - － 技能検定、技能実習評価試験等により技能実習生が修得等をした技能等の評価をしていること
- ⑥ **適切な体制・事業所の設備**
 - （講習を実施する施設や、技能実習生用の宿泊施設を確保していること等を想定）
- ⑦ **技能実習責任者の選任**
- ⑧ **監理団体による実習監理の実施〈団体監理型技能実習の場合〉**
- ⑨ **技能実習生に対する適切な待遇**
 - （技能実習生に対する報酬が日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること等を想定）
- ⑩ **優良要件への適合〈第3号技能実習の場合〉（P8参照）**
- ⑪ **技能実習生の受入れ人数**

監理団体、実習実施者、実習生の優良要件

- 一定の要件を満たす優良な監理団体・実習実施者に限って、技能実習期間の延長を認める。
- 技能実習期間の延長については、実習生についても一定の技能レベルに到達していることが求められる。

監理団体・実習実施者

- ① 実習生に対する適切な指導体制を整備していること
- ② 技能実習計画等に基づき技能等の修得が着実に行われたこと
(過去3年間(新制度施行前の期間を除く。)の実習生の技能評価試験の合格率)
- ③ 実習生に対する適切な相談体制を整備していること
- ④ 実習生と地域社会との共生に向けた取組を実施していること
- ⑤ 行方不明者が発生していないこと
(監理団体及び実習実施者の責めに帰すべき理由がある場合のみ)

(注1) 技能評価を実施していることや不適正な行為が行われていないことが前提である。

(注2) 現行制度における不正行為に関する行方不明者の取扱いと同様、責めに帰すべき理由がない場合とは、技能実習が技能実習計画に沿って実施され、賃金の支払等が労働契約どおりに行われていることなど監理団体や実習実施者がその責務を果たしている場合をいう。

実習生

- 技能実習2号修了時に技能検定3級相当の実技試験に合格していること

監理団体の許可及び技能実習計画の認定に係る欠格事由

- 技能実習法を遵守することが期待できない者が、技能実習を行わせたり、監理事業を行うことがないよう、監理団体の許可及び技能実習計画の認定には、欠格事由が設けられている。（法第10条及び第26条）

①関係法律による刑罰を受けたことによる欠格事由

- 禁錮以上の刑に処せられた者
- この法律その他出入国又は労働に関する法律に違反し、罰金刑に処せられた者
- 暴力団関係法、刑法等に違反し、罰金刑に処せられた者
- 社会保険各法及び労働保険各法において事業主としての義務に違反し、罰金刑に処せられた者

※いずれも刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

②技能実習法による処分等を受けたこと等による欠格事由

- 技能実習計画の認定や監理団体の許可を取り消された日から5年を経過しない者（取り消された者の法人の役員であった者を含む。）等
- 出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

③申請者等の行為能力・役員等の適格性の観点からの欠格事由

- 行為能力等に制限がある者（成年被後見人、被補佐人、破産者で復権を得ないもの）
- 法人の役員、未成年者の法定代理人で欠格事由に該当する者がある場合

④暴力団排除の観点からの欠格事由

- 暴力団員等、暴力団員等が事業活動を支配する者
- 暴力団員等とその業務に従事させ、補助者として使用するおそれのある者（監理団体のみ）

資料

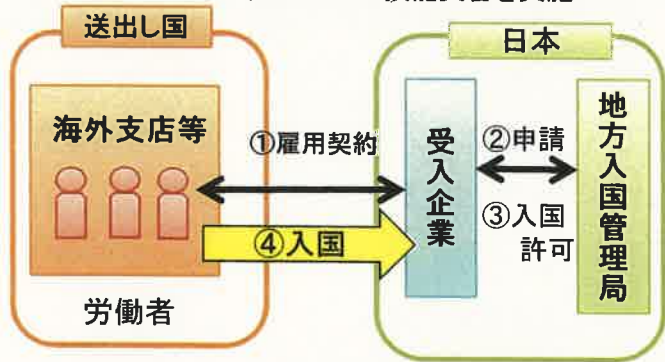
現行の技能実習制度の仕組み

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長3年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設。改正入管法が施行された平成22年7月より現行の仕組み。）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約21万人在留している。
※平成28年6月末時点速報値

技能実習制度の受け入れ機関別のタイプ

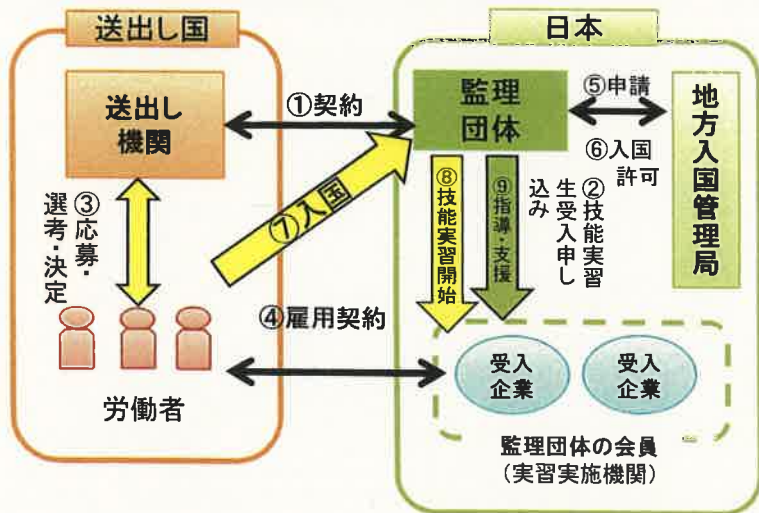
【企業単独型】

日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施

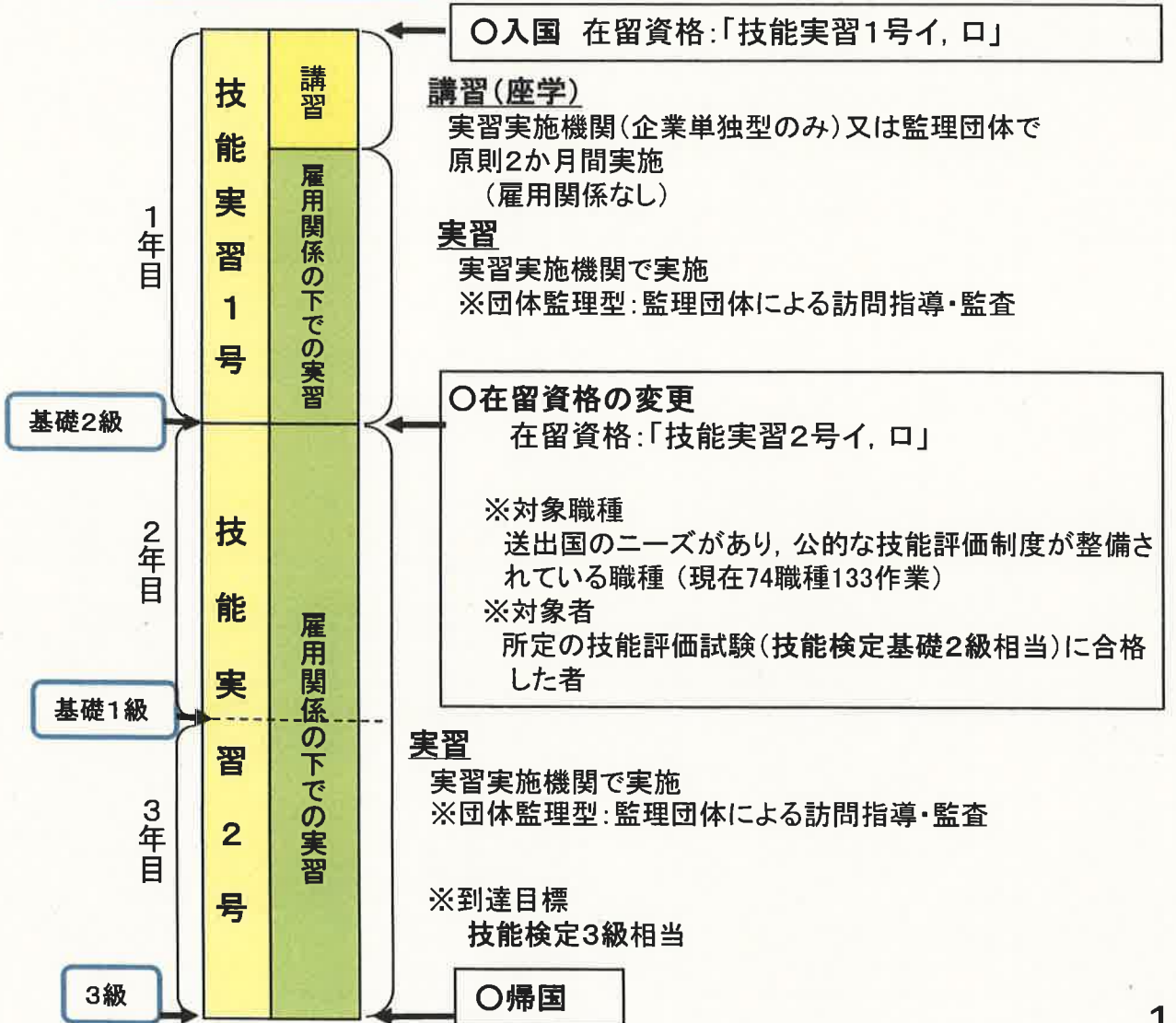


【団体監理型】

非営利の監理団体(事業協同組合、商工会等)が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



技能実習の流れ



技能実習2号移行対象職種 (平成28年4月1日時点 74職種133作業)

1 農業関係 (2職種6作業)

職種名	作業名
耕種農業*	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
畜産農業*	養豚
	養鶏
	酪農

2 漁業関係 (2職種9作業)

職種名	作業名
漁船漁業*	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	曳網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
養殖業*	ホタテガイ・マガキ養殖作業

3 建設関係 (21職種31作業)

職種名	作業名
さく井	バーカッション式さく井工事作業 ロータリー式さく井工事作業
建築板金	ダクト板金作業
冷凍空調調和機器施工	冷凍空調調和機器施工作業
建具製作	木製建具手加工作業
建築大工	大工工事作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
とび	とび作業
石材施工	石材加工作業 石張り作業
タイル張り	タイル張り作業
かわらぶき	かわらぶき作業
左官	左官作業
配管	建築配管作業 プラント配管作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業 カーペット系床仕上げ工事作業 銅製下地工事作業 ボード仕上げ工事作業 カーテン工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
防水施工	シーリング防水工事作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
表装	壁装作業
建設機械施工*	押土・整地作業 積み込み作業 掘削作業 締りめ作業

4 食品製造関係 (9職種14作業)

職種名	作業名
缶詰巻締*	缶詰巻締
食鳥処理加工業*	食鳥処理加工作業
加熱性水産加工食品製造業*	節類製造
	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
非加熱性水産加工食品製造業*	くん製品製造
	塩蔵品製造
	乾製品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業
	発酵食品製造
牛豚食肉処理加工業*	牛豚部分肉製造作業
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業
パン製造	パン製造作業
惣菜製造業*	惣菜加工作業

5 繊維・衣服関係 (13職種22作業)

職種名	作業名
紡績運転*	前紡工程作業
	精紡工程作業
	巻糸工程作業
織布運転*	合燃糸工程作業
	準備工程作業
	製織工程作業
染色	仕上工程作業
	糸浸染作業
ニット製品製造	織物・ニット浸染作業
	靴下製造作業
たて編ニット生地製造*	丸編みニット製造作業
婦人子供服製造	たて編ニット生地製造作業
紳士服製造	婦人子供既製服縫製作業
下着類製造*	紳士既製服製造作業
寝具製作	下着類製造作業
カーペット製造*	寝具製作作業
帆布製品製造	織じゅうたん製造作業
	タフテッドカーペット製造作業
	ニードルパンチカーペット製造作業
布はく縫製	帆布製品製造作業
座席シート縫製*	ワイシャツ製造作業
	自動車シート縫製作業

6 機械・金属関係 (15職種27作業)

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業
	非鉄金属鋳物鋳造作業
鍛造	ハンマ型鍛造作業
	プレス型鍛造作業
ダイカスト	ホットチャンパダイカスト作業
	コールドチャンパダイカスト作業
機械加工	旋盤作業
	フライス盤作業
金属プレス加工	金属プレス作業
鉄工	構造物鉄工作業
工場板金	機械板金作業
めっき	電気めっき作業
	溶融亜鉛めっき作業
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業
仕上げ	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
機械検査	機械検査作業
機械保全	機械系保全作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
電気機器組立て	回転電機組立て作業
	変圧器組立て作業
	配電盤・制御盤組立て作業
	開閉制御器具組立て作業
プリント配線板製造	回転電機巻線製作作業
	プリント配線板設計作業
	プリント配線板製造作業

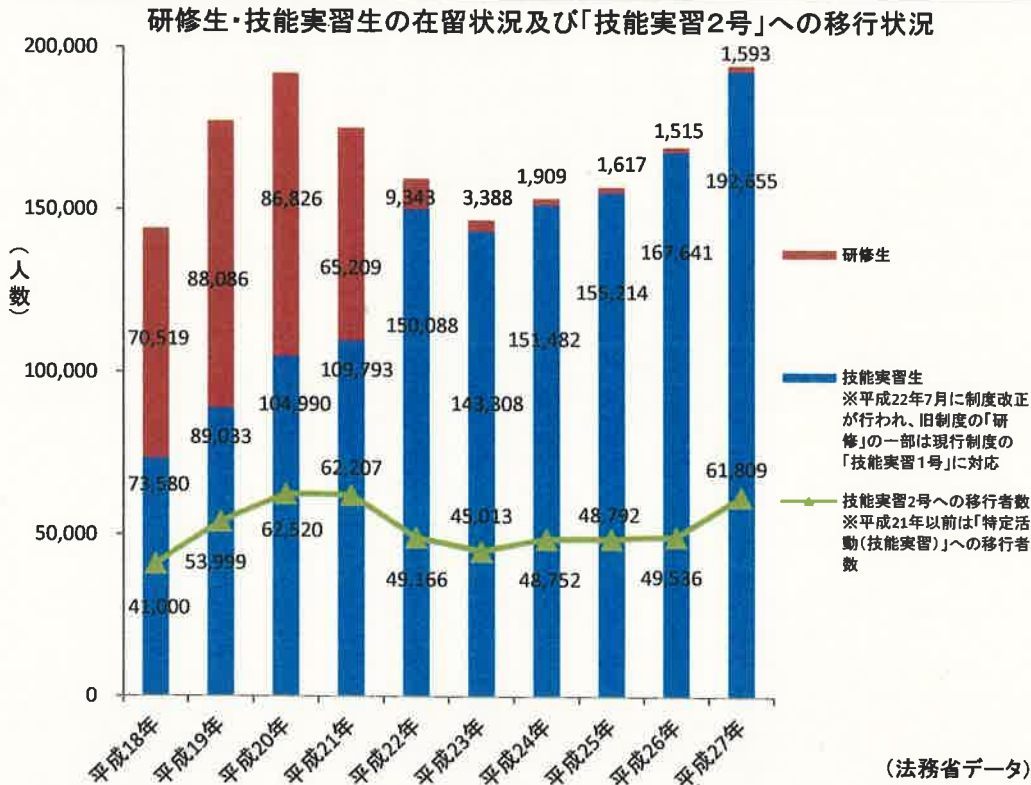
7 その他 (12職種24作業)

職種名	作業名
家具製作	家具手加工作業
印刷	オフセット印刷作業
製本	製本作業
	圧縮成形作業
プラスチック成形	射出成形作業
	インフレーション成形作業
	ブロー成形作業
強化プラスチック成形	手積み積層成形作業
塗装	建築塗装作業
	金属塗装作業
	鋼橋塗装作業
	噴霧塗装作業
溶接*	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装作業
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業
	印刷箱製箱作業
	貼箱製造作業
陶磁器工業製品製造*	段ボール箱製造作業
	機械ろくろ成形作業
	圧力鑄込み成形作業
自動車整備*	パッド印刷作業
ビルクリーニング	自動車整備作業
	ビルクリーニング作業

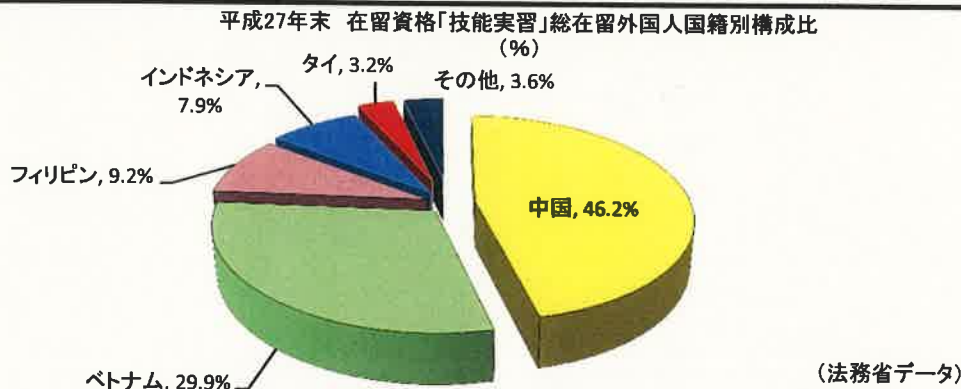
(注) *の職種：「技能実習評価試験の整備に関する専門家会議」による確認の上、職業能力開発局長が認定した職種

技能実習制度の現状

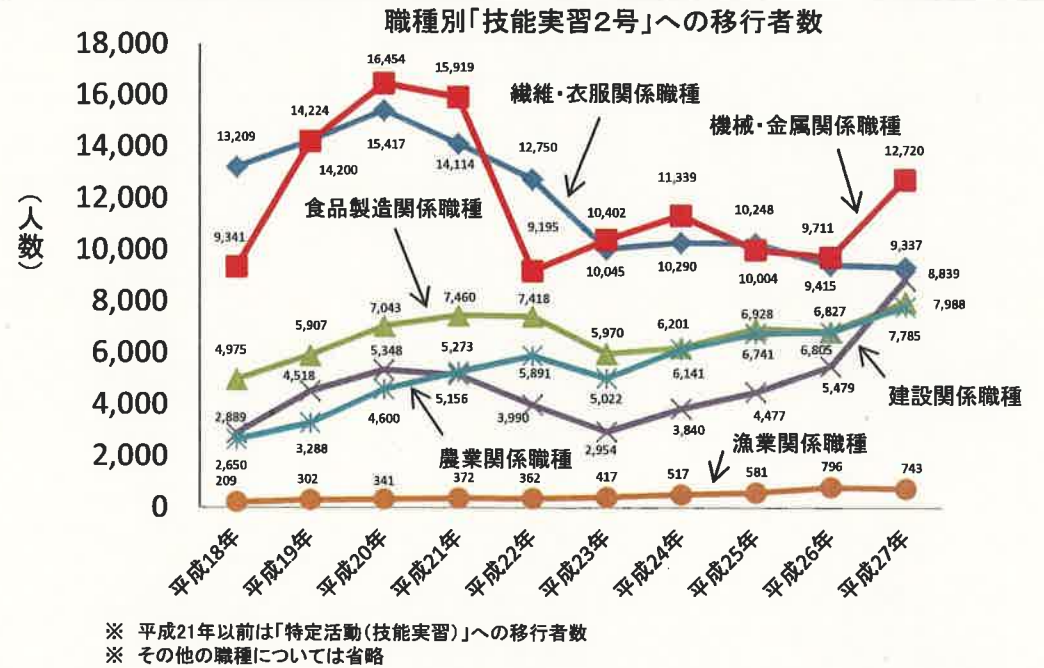
1 平成27年末の技能実習生の数は、192,655人
 ※技能実習2号への移行者数は、61,809人



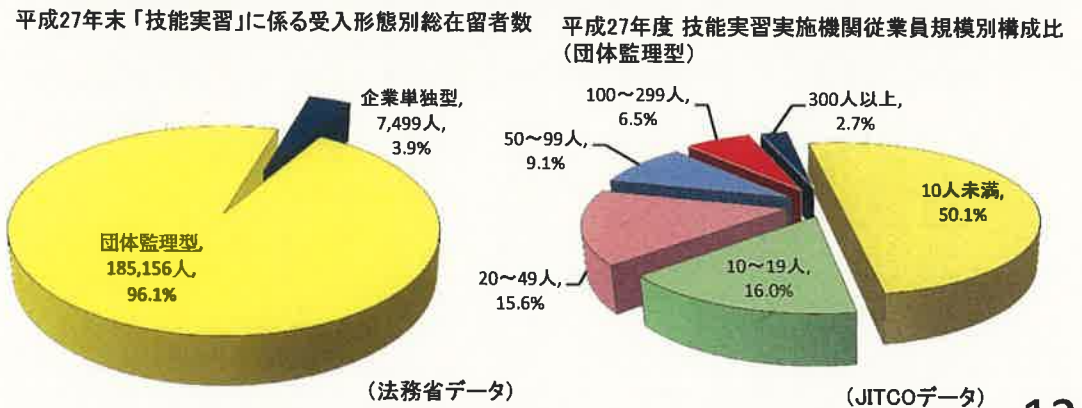
2 受入人数の多い国は、①中国 ②ベトナム ③フィリピン



3 全体で74職種あり、受入人数の多い職種は、
 ①機械・金属関係 ②繊維・衣服関係 ③建設関係



4 団体監理型の受入れが96.1%
 実習実施機関の半数以上が、従業員数19人以下の零細企業



技能実習制度の見直しの経緯について

背景

- 実習実施機関等による入管法令や労働関係法令違反が発生していることに加え、米国務省等、国内外から技能実習制度について批判がされている。
- 一方、対象職種の拡大、実習期間の延長等の制度の拡充に関する要望が寄せられている。

日本再興戦略改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）における見直し内容

管理監督体制の強化を前提に技能実習制度を拡充

1 管理監督体制の抜本的強化策のポイント

- ① 賃金未払いや長時間労働等の不正事案の発生を踏まえ、関係省庁の連携による全体として一貫した国内の管理運用体制の確立
- ② 送出し国との政府間取り決めの作成
- ③ 監理団体に対する外部役員設置又は外部監査の義務化
- ④ 新たな法律に基づく制度管理運用機関の設置
- ⑤ 業界所管庁による指導監督の充実を図るとともに、関係機関から成る地域協議会(仮称)の設置

2 拡充策のポイント

- ① 対象職種の拡大
 - (1) 国内外で人材需要が高まることが見込まれる分野・職種のうち、制度趣旨を踏まえ、移転すべき技能として適当なものについて、随時対象職種に追加
 - (2) 介護分野はEPAに基づく介護福祉士候補者の受入れ等との関係整理や日本語要件等の質の担保等のサービス業特有の観点を踏まえて検討
 - (3) 全国一律での対応を要する職種のほか、地域毎の産業特性を踏まえた職種の追加を検討
- ② 実習期間の延長(3年→5年)
 - ・ 監理団体及び受入れ企業が一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められる場合、技能等のレベルの高い実習生に対し、一旦帰国の後、最大2年間の実習を認める
- ③ 受入れ枠の拡大
 - ・ 監理団体、受入れ企業の監理の適正化に向けたインセンティブの一環として、監理団体及び受入れ企業が一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められる場合、受入れ枠数の拡大を認める

法務省及び厚生労働省の合同で有識者懇談会を開催し、広く各界の意見を募り、検討の参考とする。
(平成27年1月30日に合同有識者懇談会の報告書を取りまとめて公表した。)

「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会」報告書（平成27年1月30日）のポイント

趣旨

- 技能実習制度については、平成26年6月に、法務省第6次出入国管理政策懇談会・外国人受入れ制度検討分科会「技能実習制度の見直しの方向性に関する検討結果（報告）」及び「日本再興戦略改定2014」により、政府としての制度見直し方針が示された。
- 本懇談会においては、制度の趣旨・目的に沿った技能等の修得・移転が確保され、かつ、技能実習生の人権確保が図られるよう、管理監督体制の強化を前提としつつ、優良な受入れ機関に対しては制度の拡充を認めていくとの当該方針を具体化するため、以下の論点（見直し項目）ごとに検討を行ったもの。

見直し項目

見直し内容のポイント

技能等の修得・移転の確保

- ・実習の各段階での技能評価の推進（技能実習2号、3号修了時の技能評価試験の受検義務化、技能実習計画の認定制）
- ・実習生の帰国後フォローアップ・技能発揮の推進（送出国・機関の協力を得て実施。監理団体はフォローアップ結果を活用して技能移転の確保）
- ・修得技能等の見える化（グローバル・ジョブ・カード（仮称）の雛形作成）、技能評価システムの海外移転の推進

監理団体及び実習実施機関の適正化

- ・監理団体、実習実施機関の適正化・ガバナンス強化（監理団体の許可制、実習実施機関の届出制の導入、外部役員又は外部監査の導入の要件化）
- ・新たな法律に基づく制度管理運用機関の創設（受入れ機関への立入調査や報告徴収等、指導監督に関する業務を実施）
- ・不適正な監理団体等に対する罰則や名称の公表制度の整備
- ・関係機関による取組・連携の強化（国、都道府県等の関係行政機関から成る地域技能実習協議会の設置等）

人権侵害等の防止及び対策

- ・制度管理運用機関における通報・申告窓口の整備（申告を行った実習生に対する不利益な取扱いの禁止、実習生に一時退避先の提供）
- ・実習先変更支援の充実、技能実習3号移行の際の実習先の選択可能化
- ・実習生の賃金等の処遇の適正化（日本人と同等額の要件を満たしていることにつき実習実施機関に説明責任）、関係法令等に関する啓発活動の推進

送出国の適正化

- ・送出国との政府（当局）間取決め作成（送出国の適正化のため、送出国による送出国機関の認定、調査や指導監督等）
- ・送出国の産業発展等に即した政策ニーズや技能等の移転を必要としている分野・職種の把握
- ・監理団体及び実習実施機関による送出国機関・実習生間の契約確認の義務化

実習期間の延長又は再実習

- ・優良な監理団体、実習実施機関及び実習生の要件設定（相談体制、技能評価試験の合格率、指導体制等）
- ・優良な監理団体及び実習実施機関、優良な実習生の場合、一旦帰国後、延長・再実習の実現
- ・日本語能力試験等合格の場合の講習期間（日本語講習部分）の短縮化、地域社会との共生のための取組の推進

受入れ人数枠の見直し

- ・優良な監理団体及び実習実施機関における受入れ人数枠の拡大（現行の2倍程度）
- ・常勤職員数に応じた受入れ人数枠の均整化（「50人以下は3人まで」⇒「30人以下は3人、31人～40人は4人、41人～50人は5人まで」）

対象職種の大等

- ・多能工化ニーズへの対応（複数職種の実習）
- ・技能評価試験の適正化・柔軟化（地域ごとの産業特性を踏まえた職種追加、企業単独型における社内検定の活用）
- ・介護分野の職種追加については、「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会」における検討結果を踏まえて適切に対応